

第1号議案

令和6年度 大分県 一般会計 予算

令和6年度大分県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 689,808,000千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円 と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(2)

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 137,500,000
	1 県 民 税	36,317,375
	2 事 業 税	30,858,583
	3 地 方 消 費 税	41,657,330
	4 不 動 産 取 得 税	2,729,402
	5 県 た ば こ 税	1,381,386
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	333,354

(4)

	7 軽油引取税	8,725,270
	8 自動車税	15,144,220
	9 鉱区税	12,464
	10 狩猟税	20,171
	11 産業廃棄物税	320,445
2 地方消費税清算金		58,018,000
	1 地方消費税清算金	58,018,000
3 地方譲与税		23,253,000
	1 特別法人事業譲与税	20,648,000
	2 地方揮発油譲与税	2,233,000
	3 石油ガス譲与税	62,000

	4 自動車重量譲与税	157,000
	5 森林環境譲与税	150,000
	6 航空機燃料譲与税	3,000
4 地方特例交付金		3,070,000
	1 地方特例交付金	3,070,000
5 地方交付税		182,600,000
	1 地方交付税	182,600,000
6 交通安全対策特別交付金		274,000
	1 交通安全対策特別交付金	274,000
7 分担金及び負担金		3,836,946

(6)

	1 分 担 金	194,786
	2 負 担 金	3,642,160
8 使用料及び手数料		7,037,149
	1 使 用 料	5,475,443
	2 手 数 料	1,561,706
9 国 庫 支 出 金		103,196,509
	1 国 庫 負 担 金	27,129,962
	2 国 庫 補 助 金	74,742,894
	3 委 託 金	1,323,653
10 財 産 収 入		1,362,659

	1 財 産 運 用 収 入	923,998
	2 財 産 売 払 収 入	438,661
11 寄 附 金		80,185
	1 寄 附 金	80,185
12 繰 入 金		27,352,922
	1 特 別 会 計 繰 入 金	348,450
	2 基 金 繰 入 金	27,004,472
13 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
14 諸 収 入		79,340,530

	1 延滞金、加算金及び過料等	116,504
	2 県 預 金 利 子	797
	3 貸 付 金 元 利 収 入	72,509,090
	4 受 託 事 業 収 入	821,078
	5 収 益 事 業 収 入	2,925,186
	6 雑 入	2,967,875
15 県 債		62,886,000
	1 県 債	62,886,000
歳 入 合 計		689,808,000

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,174,086
	1 議 会 費	1,174,086
2 総 務 費		26,624,315
	1 総 務 管 理 費	10,671,270
	2 企 画 費	7,432,956
	3 徴 税 費	4,399,294
	4 市 町 村 振 興 費	850,516
	5 選 挙 費	24,088

	6 防 災 費	2,504,399
	7 統 計 調 查 費	378,900
	8 人 事 委 員 會 費	162,501
	9 監 查 委 員 費	200,391
3 福 祉 生 活 費		73,294,154
	1 社 會 福 祉 費	47,264,381
	2 兒 童 福 祉 費	24,139,637
	3 生 活 保 護 費	1,453,370
	4 災 害 救 助 費	436,766
4 保 健 環 境 費		41,848,262
	1 公 衆 衛 生 費	30,770,005

	2 環 境 保 全 費	2,533,595
	3 保 健 所 費	1,888,271
	4 医 務 費	5,850,298
	5 藥 務 生 活 衛 生 費	806,093
5 勞 働 費		2,479,168
	1 勞 政 費	157,711
	2 職 業 訓 練 費	1,632,418
	3 雇 用 対 策 費	597,974
	4 勞 働 委 員 会 費	91,065
6 農 林 水 産 業 費		51,172,022
	1 農 業 費	12,221,169

	2 畜 產 業 費	3,434,732
	3 農 地 費	17,630,550
	4 林 業 費	12,632,267
	5 水 產 業 費	5,253,304
7 商 工 費		77,928,291
	1 中 小 企 業 費	71,737,775
	2 工 鉦 業 費	5,202,539
	3 觀 光 費	987,977
8 土 木 費		83,965,404
	1 土 木 管 理 費	6,133,591
	2 道 路 橋 梁 費	43,866,091

	3 河 川 海 岸 費	21,417,220
	4 港 湾 費	4,029,597
	5 都 市 計 画 費	6,330,814
	6 住 宅 費	2,188,091
9 警 察 費		28,035,957
	1 警 察 管 理 費	26,330,447
	2 警 察 活 動 費	1,705,510
10 教 育 費		124,966,560
	1 教 育 総 務 費	14,769,212
	2 小 学 校 費	36,916,399
	3 中 学 校 費	22,979,057

	4 高等学 校 費	33,666,706
	5 特別支援教育費	11,817,518
	6 大 学 費	1,183,131
	7 社 会 教 育 費	2,090,375
	8 保 健 体 育 費	1,544,162
11 災 害 復 旧 費		24,552,638
	1 農林水産業施設災害復旧費	7,279,184
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	16,923,454
	3 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	250,000
	4 県立学校施設災害復旧費	100,000
12 公 債 費		81,167,326

	1 公 債 費	81,167,326
13 諸 支 出 金		72,429,817
	1 積 立 金	255,553
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	39,440,870
	3 利 子 割 交 付 金	41,655
	4 配 当 割 交 付 金	340,712
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	384,591
	6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,065,179
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	29,192,133
	8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	233,444
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	475,680
14 予 備 費		170,000

	1 子 備 費	170,000
歳 出 合 計		689,808,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 県有建築物保全事業	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 744,898
2 地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和 6 年度から 令和 16 年度まで	共同発行総額 1,210,000,000千円から大分県の 発行額 15,000,000千円を除いた額 1,195,000,000 千円並びにその利子
3 自動車税種別割納税通知書作成等業務委託料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	14,036
4 児童相談所施設整備事業	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	71,645
5 竹田総合庁舎ZEB化改修事業	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	59,352

6 牧ノ戸峠トイレ給水設備改修事業	令和6年度から 令和7年度まで	153,765
7 防災情報通信システム更新事業	令和6年度から 令和8年度まで	1,933,216
8 県庁防災体制強化事業	令和6年度から 令和7年度まで	48,660
9 信用保証協会の中小企業制度資金の貸付けに伴う保証料 率軽減に対する補助	令和6年度から 令和25年度まで	2,409,085
10 企業立地促進事業	令和6年度から 令和7年度まで	200,000
11 工業団地開発推進事業（石井工業団地）	令和6年度から 令和7年度まで	60,000
12 職業訓練等業務委託料	令和6年度から 令和8年度まで	217,176
13 農業近代化資金等利子補給	令和6年度から 令和27年度まで	233,533

<p>14 天災融資法に基づく災害資金損失補償</p>	<p>令和6年度から 令和19年度まで</p>	<p>1 損失補償の額 融資元本の償還期限到来後3か月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかった場合におけるその回収されなかった金額の100分の80以内</p> <p>2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限到来後3か月を経過した後、市町村が融資機関と締結した損失補償契約に基づき損失補償を行う場合に補償を履行する。</p> <p>3 融資条件 (1) 融資枠 5億円 (2) 貸付利子 年1.00% (3) 償還期限 7年以内</p>
<p>15 災害資金利子補給</p>	<p>令和6年度から 令和13年度まで</p>	<p>13,977</p>
<p>16 特定災害資金利子補給</p>	<p>令和6年度から 令和14年度まで</p>	<p>28,544</p>
<p>17 農業経営負担軽減支援資金利子補給</p>	<p>令和6年度から 令和22年度まで</p>	<p>33,884</p>

18 畜産特別資金利子補給	令和6年度から 令和31年度まで	16,289
19 漁業近代化資金利子補給	令和6年度から 令和27年度まで	181,448
20 漁業経営維持安定資金利子補給	令和6年度から 令和16年度まで	7,690
21 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下本欄、期間欄及び限度額欄において「甲」という。）が農地中間管理機構（以下期間欄及び限度額欄において「乙」という。）に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条に規定する農地中間管理機構特例事業に要する資金を貸し付けたことについて損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。	甲が乙に資金を貸し付けたときから、当該貸付金の償還期限後、甲が補償の履行日として指定する日まで	1 損失補償の額 貸付金の償還期限（甲が当該貸付金の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合にはその支払期日、その他償還期限の変更があった場合には、その変更後の期日とする。）において甲が弁済を受けていない元金及び延滞金並びに違約金の合計額に相当する金額 2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限後、甲の指示に従い、甲に補償を履行する。 3 乙の主な借入条件 (1) 借入金額 154,000千円 (2) 利率 無利子 (3) 償還期限 借入日から10年以内

		(4) 延滞金及び違約金の計算利率 延滞金 年 10.95% 違約金 年 10.95%
22 基幹水利施設保全対策事業	令和6年度から 令和7年度まで	100,000
23 農業水利施設保全合理化事業	令和6年度から 令和7年度まで	620,000
24 農業水利保全古野井路2期地区水路改修事業	令和6年度から 令和8年度まで	400,000
25 水田畑地化推進基盤整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	2,260,000
26 畑地帯総合整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	100,000
27 産地基幹農道整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	50,000
28 中山間地域総合整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	100,000

29	演習場周辺障害防止対策事業	令和6年度から 令和7年度まで	190,000
30	防災重点農業用ため池等整備事業	令和6年度から 令和8年度まで	3,779,000
31	河川工作物応急対策事業	令和6年度から 令和7年度まで	280,000
32	海岸保全事業	令和6年度から 令和7年度まで	300,000
33	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第25条の規定により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対し債務保証する。	当該資金ごとの債務保証契約に定めるところによる。	大分県土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金の総額 1,000,000千円並びにその利子及び遅延利息
34	国道212号道路改良事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,030,000
35	国道217号道路改良事業(平岩松崎工区)	令和6年度から 令和8年度まで	520,000
36	国道388号道路改良事業	令和6年度から 令和8年度まで	895,000

37	県道三重弥生線道路改良事業	令和6年度から 令和8年度まで	1,430,000
38	県道三重新殿線道路改良事業	令和6年度から 令和9年度まで	3,160,000
39	県道中津高田線道路改良事業	令和6年度から 令和8年度まで	690,000
40	(公) 道路改良事業	令和6年度から 令和7年度まで	4,095,000
41	(単) 道路施設補修事業	令和6年度から 令和7年度まで	300,000
42	(公) 交通安全事業	令和6年度から 令和7年度まで	900,000
43	(公) 道路防災事業	令和6年度から 令和7年度まで	650,000
44	国道197号道路施設補修事業	令和6年度から 令和8年度まで	300,000

45 (公) 道路施設補修事業	令和6年度から 令和7年度まで	2,800,000
46 (単) 道路改良事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,000,000
47 (単) 橋梁整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	60,000
48 (単) 河川海岸改良事業	令和6年度から 令和7年度まで	270,000
49 (公) 広域河川改修事業	令和6年度から 令和7年度まで	2,000,000
50 河川施設災害防止緊急対策事業	令和6年度から 令和7年度まで	200,000
51 河川関係受託事業	令和6年度から 令和7年度まで	80,000
52 土木施設災害復旧事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,100,000

53	(公) 津波危機管理対策緊急事業 (港湾課)	令和6年度から 令和7年度まで	60,000
54	(公) 重要港湾改修事業	令和6年度から 令和7年度まで	350,000
55	(公) 地方港湾改修事業	令和6年度から 令和7年度まで	400,000
56	(公) 港湾改修統合事業	令和6年度から 令和7年度まで	110,000
57	(公) 通常砂防事業	令和6年度から 令和7年度まで	360,000
58	(公) 火山砂防事業	令和6年度から 令和7年度まで	300,000
59	(公) 地すべり対策事業	令和6年度から 令和7年度まで	80,000
60	(公) 急傾斜地崩壊対策事業	令和6年度から 令和7年度まで	430,000

61 (公) 砂防施設緊急改築事業	令和6年度から 令和7年度まで	170,000
62 (公) 砂防災害関連事業	令和6年度から 令和7年度まで	100,000
63 庄の原佐野線街路改良事業	令和6年度から 令和8年度まで	9,377,000
64 (公) 街路改良事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,050,000
65 生活排水処理施設整備費補助	令和6年度から 令和18年度まで	646,443
66 県有建築物防災対策推進事業	令和6年度から 令和8年度まで	1,580,817
67 公立学校教員採用選考試験問題作成業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	20,659
68 県立学校施設整備事業(日出支援学校)	令和6年度から 令和7年度まで	17,004

69 県立学校施設整備事業（別府支援学校鶴見校）	令和6年度から 令和7年度まで	234,124
70 県立学校施設整備事業（南石垣支援学校）	令和6年度から 令和7年度まで	1,164,690
71 実習船代船建造事業	令和6年度から 令和8年度まで	93,500
72 県立図書館カウンター業務委託料	令和6年度から 令和9年度まで	222,651

第 3 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎建設費	千円 660,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であつても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。
県立総合文化センター整備費	25,000			
防災施設整備費	859,000			
電動車導入推進事業費	7,000			
災害援護資金貸付金	66,000			
児童相談所整備費	126,000			
自然公園施設整備費	45,000			
農林水産業施設 災害防止緊急対策費	243,000			
土地改良費	2,471,000			

県央空港整備費	1,000			
農地防災事業費	767,000			
林道費	231,000			
造林費	96,000			
治山費	1,369,000			
沿岸漁場基盤整備費	237,000			
漁港費	331,000			
防災対策推進費	2,751,000			
共生のまち整備費	72,000			
道路費	20,602,000			
河川費	3,676,000			
海岸費	472,000			
港湾費	1,484,000			

砂 防 費	2,809,000			
土木施設災害防止緊急対策費	5,402,000			
空 港 建 設 費	406,000			
街 路 費	1,226,000			
都 市 環 境 整 備 費	94,000			
住 宅 建 設 費	672,000			
県立学校施設整備費	3,606,000			
警 察 施 設 整 備 費	223,000			
交通安全施設整備費	504,000			
災害時緊急対応事業費	2,673,000			
治山施設災害復旧費	106,000			
漁港施設災害復旧費	166,000			
土木施設災害復旧費	3,720,000			

退職手当債	3,600,000			
臨時財政対策債	1,088,000			
合計	62,886,000			

第 2 号議案

令和 6 年度 大分県公債管理特別会計予算

令和 6 年度大分県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 125,062,668千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 費		千円 125,062,668
	1 繰 入 金	82,159,668
	2 県 債	42,903,000
歳 入 合 計		125,062,668

歲 出		
款	項	金 額
		千円
1 公 債 管 理 費		125,062,668
	1 公 債 費	125,062,668
歲 出 合 計		125,062,668

第 2 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 42,903,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

第 3 号議案

令和 6 年度 大分県国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度大分県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 116,328,750千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		千円 116,328,750
	1 分担金及び負担金	29,872,237
	2 国庫支出金	34,496,178
	3 財産収入	25,492
	4 繰入金	7,331,223
	5 繰越金	528
	6 諸収入	44,603,092

歳 入 合 計		116,328,750

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険事業費		116,328,750
	1 国民健康保険事業費	116,328,750
歳 出 合 計		116,328,750

第 4 号議案

令和 6 年度 大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 6 年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 117,772千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円 117,772
	1 繰 入 金	6,748
	2 繰 越 金	59,118
	3 諸 収 入	51,906
歳 入 合 計		117,772

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金		117,772
	1 母子父子寡婦福祉資金	117,772
歳 出 合 計		117,772

令和6年度 大分県中小企業設備導入資金特別会計予算

令和6年度大分県中小企業設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 中小企業設備導入資金		47,800
	1 繰 入 金	14,493
	2 繰 越 金	3,452
	3 諸 収 入	29,855
歳 入 合 計		47,800

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 中小企業設備導入資金		47,800
	1 中小企業設備導入資金	47,800
歳 出 合 計		47,800

第 6 号議案

令和 6 年度 大分県流通業務団地造成事業特別会計予算

令和 6 年度大分県流通業務団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 179,203千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 流通業務団地造成事業費		千円 179,203
	1 財 産 収 入	179,203
歳 入 合 計		179,203

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 流通業務団地造成事業費		179,203
	1 土地造成費	179,203
歳 出 合 計		179,203

第7号議案

令和6年度 大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和6年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,102,730千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		1,100,000
	1 繰 入 金	187,500
	2 繰 越 金	324,213
	3 諸 収 入	588,287
2 業 務 勘 定		2,730
	1 繰 入 金	2,625

	2 諸 収 入	105
歳 入 合 計		1,102,730

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		1,100,000
	1 林業・木材産業改善資金	350,000
	2 木材産業等高度化推進資金	750,000
2 業 務 勘 定		2,730
	1 林業・木材産業改善資金	2,625
	2 木材産業等高度化推進資金	105
歳 出 合 計		1,102,730

令和6年度 大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和6年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 201,585千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		200,000
	1 繰 越 金	184,470
	2 諸 収 入	15,530
2 業 務 勘 定		1,585
	1 繰 入 金	1,585
歳 入 合 計		201,585

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		200,000
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	200,000
2 業 務 勘 定		1,585
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	1,585
歳 出 合 計		201,585

第9号議案

令和6年度 大分県県営林事業特別会計予算

令和6年度大分県県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 572,830千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月26日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		千円 572,830
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	39
	2 財 産 収 入	447,799
	3 繰 入 金	101,214
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	6,777
	6 県 債	17,000

歳 入 合 計		572,830

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 県 営 林 事 業 費		572,830
	1 県 営 林 事 業 費	291,878
	2 県 民 有 林 事 業 費	280,952
歳 出 合 計		572,830

第 2 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
伐 採 事 業 費	千円 14,000	証書借入れの方法により日本政策金融公庫から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、40年度間以内に元利均等の年賦償還の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところによる。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であつても償還年限を短縮し、若しくは延長し、又は繰上償還を行うことができる。
県 営 林 造 成 事 業 費	3,000			
合 計	17,000			

令和6年度 大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

令和6年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,025,073千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 大分臨海工業地帯建設事業費		2,025,073
	1 財 産 収 入	1,018,965
	2 繰 入 金	1,006,008
	3 繰 越 金	100
歳 入 合 計		2,025,073

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 大分臨海工業地帯建設事業費		2,025,073
	1 土地造成費	2,025,073
歳 出 合 計		2,025,073

第11号議案

令和6年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算

令和6年度大分県港湾施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,748,255千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和6年2月26日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 港湾施設整備事業費		千円 5,748,255
	1 使用料及び手数料	1,330,615
	2 財 産 収 入	133,250
	3 繰 入 金	564
	4 諸 収 入	40,826
	5 県 債	4,243,000
歳 入 合 計		5,748,255

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 港湾施設整備事業費		5,748,255
	1 港湾施設整備事業費	5,748,255
歳 出 合 計		5,748,255

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 大分港荷役機械整備事業	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	千円 1,600,000
2 港湾機能施設整備事業	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	200,000

第 3 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 施 設 建 設 事 業 費	千円 4,243,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。